

各都道府県協会・連盟 会長・事務局長 各位
各部会 会長・事務局長 各位

第 R6 回日ク発第 269 号
2025 年 2 月 27 日
(公社) 日本クレール射撃協会
会長 不老 安正
(※ 公 印 省 略)

警察庁からのお知らせ

日頃より、クレール射撃競技の普及・振興と競技力向上にご理解・ご協力を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

掲題の件、本年 4 月から 10 月まで予定されております大阪・関西万博の開催に伴い、「銃砲及び火薬類の適正な管理について」、警察庁より添付文書の依頼を受けました。

各位におかれましては、傘下会員に対して、文書内容の周知をしていただきますよう、ご対応の程宜しくお願いいたします。

以上

警察庁丁保発第37号
令和7年2月26日

(公社) 日本クレー射撃協会会長 殿

警察庁生活安全局保安課長

銃砲及び火薬類の適正な管理について (依頼)

貴団体におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から10月までが開催される予定であり、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を進めているところであります。しかし、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

貴団体におかれましては、各会員に対して、

- ・ 銃砲及び火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること
- ・ 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること

はもとより、

- ・ 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故の発生や不審者発見時には、直ちに警察官に届け出ること
- ・ 開催地域等において銃砲及び火薬類を運搬する場合には、計画的に行うとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議すること

について、御協力いただきますようお願い致します。